

原管発官26第202号

平成26年10月20日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年10月20日より次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

添付資料

- ・「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成26年10月20日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は，“二重下線”にて明示しています。
本変更は平成26年10月20日より適用します。

頁	現行	変更後	理由
II - 3	別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが便えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡	別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが便えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	現行	変更後	理由
II-4	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	現行	変更後	理由
II-5	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路 事象発見者 (事業所外運搬責任者) 通報連絡責任者 原子力防災管理者 本店通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者) 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察本部 事象発生場所を管轄する消防本部 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 柏崎刈羽原子力規制事務所 経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府政策統括官付 社内関係箇所 □: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 →: 電話によるファクシミリ着信の確認 ---: ファクシミリによる送信 →: 電話等による連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路 事象発見者 (事業所外運搬責任者) 通報連絡責任者 原子力防災管理者 本店通報連絡責任者 (不通時は第1代行者又は第2代行者) 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察本部 事象発生場所を管轄する消防本部 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 柏崎刈羽原子力規制事務所 経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣) 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 社内関係箇所 □: 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 →: 電話によるファクシミリ着信の確認 ---: ファクシミリによる送信 →: 電話等による連絡	原子力規制庁及び内閣府組織改編に伴う変更

頁	現行	変更後	理由
II - 6	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。	原子力規制庁組織改編に伴う変更

